寄附金等取扱規則

公益財団法人宇宙科学振興会

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人宇宙科学振興会(以下「当財団」という。)が寄附者から金銭又はその他の財産(以下「寄附金等」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この規則において寄附金とは、寄附者が当財団が行う公益目的事業等に要する 経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。
- 2 この規則においてその他の財産とは、寄附者が当財団が行う公益目的事業等の実施 に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等(以下「寄附 物品等」という。)で金銭以外のものをいう。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

- 第3条 寄附者から当財団に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容(寄附金又は その他の財産)を確認しなければならない。
- 2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長又は理事会(重要な財産の場合)の 承認を得なければならない。
- 3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面 により寄附の申入れを受けるものとする。
- 4 前項の書面には、次のような事項を記載する。
 - ① 寄附者の住所・氏名
 - ② 寄附金の額・金銭の種類 (現金・有価証券その他)
 - ③ 寄附物品・固定資産の量・種類等
 - ④ 寄附金については、その使途を限定しない一般寄附金、又はその使途が特別に指 定されている特定寄附金の区分を記載する。
 - ⑤ その他必要事項
- 5 一般寄附金については、法人管理費に充当することができるものとする。ただし、 一般寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとする。
- 6 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、 当財団として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

- **第4条** 寄附金を当財団の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 2 基本財産としての寄附金の資金運用については、別に定める「資金運用規程」によるものとする。

(寄附物品等の事務処理手続)

- 第5条 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 2 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、 財産管理台帳等に登載しなければならない。
- 3 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなけ ればならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に 定める。

附則

- この規則は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。
- 2 この第3条5項の改正は平成25年(2013年)3月12日より施行する。

【寄附書の書式】

寄 附 書

年 月 日

公益財団法人宇宙科学振興会 代表理事 殿

住 所

氏 名

(EJ)

私は、下記のものを貴法人に寄附いたします。

記

1 現金(有価証券)

円

- 2 物品・固定資産
 - (量・種類等の内訳を記載)
- 3 上記の利用目的
 - (1) 〇〇事業に使用されたい。
 - (2) 貴法人の公益目的事業全般に使用されたい。
- (3) 特に使用目的については特定しません。
- 4 その他